

平成30年度地下水の水質測定計画の考え方

1 水質測定計画の位置付けについて

(1) 目的

千葉県地下水の水質を常時監視するために必要な事項を定めることを目的としている。

(2) 法的根拠

水質測定計画は、水質汚濁防止法第16条第1項の規定により、都道府県知事が作成するものとされており、同条第2項により、測定計画には県等が行う水質の測定について、測定すべき事項、測定の地点及び方法等の事項を定めるものとされている。

(3) 計画の作成方法について

水質汚濁防止法第21条第1項の規定により、地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項について、千葉県環境審議会は、知事の諮問に応じて、調査審議することができることとされており、千葉県では、水質測定計画について、毎年諮問し、答申を踏まえて作成することとしている。

2 実施期間

平成30年4月から平成31年3月まで

3 測定機関

千葉県、水質汚濁防止法政令市（千葉市、船橋市、柏市、市川市、松戸市及び市原市）

4 調査区分

(1) 概況調査

地下水質の概況を把握する調査で、次の2種類を行う。

① 定点観測

地下水の水質の経年的変化を把握するため、毎年同一地点を調査。

② 移動観測

県内をメッシュに区分し、全てのメッシュを概ね10年で一巡する調査。

(2) 継続監視調査

これまでに汚染が確認された箇所を継続的に監視する調査。

(3) その他調査（要監視項目調査）

要監視項目を対象に地下水の概況を把握する調査。

5 測定概要

(1) 測定地点数

- | | |
|-----------------|----------|
| ①概況調査 | 1 8 6 地点 |
| ・ 定点観測 | 1 9 地点 |
| ・ 移動観測 | 1 6 7 地点 |
| ②継続監視調査 | 1 3 2 地点 |
| ③その他調査（要監視項目調査） | 5 3 地点 |

(2) 測定項目

- ①概況調査
地下水の水質汚濁に係る環境基準項目（28項目）
- ②継続監視調査
環境基準項目のうちこれまでに汚染が確認された項目
- ③その他調査（要監視項目調査）
要監視項目（24項目）

6 測定結果の送付及び公表等

政令市は、この水質測定計画に基づき実施した測定結果を県に送付するものとし、県はこれらの測定結果を取りまとめの上公表する。

7 その他

本計画に定めのない事項については、各測定機関が協議の上定めるものとする。

8 平成29年度計画との変更点

千葉県及び政令市がそれぞれ計画する地下水の水質測定方針を反映し作成した、平成30年度水質測定計画（案）の、昨年度との変更点は、以下のとおりである。

(1) 概況調査

① 定点観測（表1）

今までの調査結果を踏まえて、2地点で調査を終了する。

② 移動観測（表2）

平成29年度で調査を一巡した千葉県及び柏市では、これまでと同様、10年で一巡する計画を新たに定めた。

(2) 継続監視調査

変更箇所なし。

(3) その他調査（要監視項目調査）（表3）

平成29年度で調査を一巡した千葉県では、これまでと同様、5年で一巡する計画を新たに定めた。

表1 概況調査（定点観測）に係る変更点

測定機関	変更内容	変更理由	記載箇所※
国土交通省	1 地点 ⇒ 0 地点	柏市において調査を行っていたが、同市内に定点観測地点があることから、今までの調査結果を踏まえて調査を終了する。	P. 34
千葉市	2 地点 ⇒ 1 地点	同市内に定点観測地点があることから、今までの調査結果を踏まえて調査を終了する。	P. 34

表2 概況調査（移動観測）に係る変更点

測定機関	変更内容	変更理由	記載箇所※
千葉県	90 地点 ⇒ 89 地点	10年で一巡する調査のうち、当該年度の調査予定地点数。	P. 34
千葉市	15 地点 ⇒ 16 地点	5年で一巡する調査のうち、当該年度の調査予定地点数。	P. 34
市川市	8 地点 ⇒ 9 地点	5年で一巡する調査のうち、当該年度の調査予定地点数。	P. 34
柏市	9 地点 ⇒ 12 地点	10年で一巡する調査のうち、当該年度の調査予定地点数。	P. 34

船橋市、松戸市、市原市においては、地点数に変更はない。

表3 その他調査に係る変更点

測定機関	変更内容	変更理由	記載箇所※
千葉県	13 地点 ⇒ 10 地点	5年で一巡する調査のうち、当該年度の調査予定地点数。	P. 34

※記載箇所は資料1-1のページを示す。